

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木更津市長

市町村名 (市町村コード)	木更津市 (12206)
地域名 (地域内農業集落名)	犬成地区 (犬成集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域内の担い手農家などが高齢化等により離農していくことが予想されることから現在地域内の若手農家、中核農家数名が担い手として耕作を継続していくため、連携をさらに強化し、当地域の農業の担い手として持続的に継続していくことができるように支援をする必要がある。  
 ・また、地域における担い手に農地を集積していくため、耕作者の情報収集をしながら近隣地地権者と担い手との利用集積に向けた調整をしていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

近隣地区の担い手との連携を強化し、地域外の経営体や担い手との協力・役割分担により保全管理の強化を図る。構成員の高齢化や非農業者の増加により、草刈りや水路の泥上げ等の地域資源の保全管理活動が難しくなっていくため、保全管理の省力化に向け草刈り作業などについては、担い手農家などが所有する除草機械を用いて行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	後で集計 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	後で集計 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興区域内の農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農振農用地や現在耕作されている農地を中心に集約・集積を図り、農地の大規模化・効率化を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を活用し、目標地図に位置付ける者への集約を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要と答えた方はごくわずかだが、高収益作物へ転換するために田を畑地化するといった、小規模な整備は検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農地を担う法人・サービス事業者を求める声が多くあり、県・市、農業委員会や農協などの関係機関と連携を図ることで、地域内外から多様な経営体の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業者の情報を地域内で共有し、農業者が適切なサービスを活用できるようにすることで、遊休農地の解消・防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害に対して、適切な対策を講じ、被害の減少を図る。
- ⑦耕作放棄地を解消してくれる担い手の確保に努めるとともに、耕作に適さない農地の保全・管理が行える仕組みづくりや、事業者の情報収集に取り組む。
- ⑩農地の追加及び除外をする等の際、地権者と耕作者間で協議し、お互いに合意したうえで決定をする。なお、決定事項は、回覧等で事後報告をすることとする。
- ⑩今後行われる地域計画(案)の確認は、地元代表者等が確認することで地元確認と置き換える。
- ⑩年1回の地域計画の見直しについて、事前の申し出等により修正された地域計画変更案等を公表し、公表したことを回覧等で周知し意見を募る形式とする。